

秦野市民営自転車等駐車場設置に対する補助金交付要綱

平成 5 年 1 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、秦野市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 61 年秦野市条例第 22 号）第 3 条に規定する市の責務に基づいて、民営自転車等駐車場施設（以下「駐車場施設」という。）の設置を促進することにより自転車等の放置を防止し、あわせて市民の利便を図るため、駐車場施設の設置者に対して補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和 53 年秦野市規則第 2 号。以下「規則」という。）第 19 条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自転車等」とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車、同項第 11 号の 2 に規定する自転車及び第 3 条に規定する自動二輪車をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助の対象は、新たに設置し、又は増改築する駐車場施設で、自転車等の収容台数が 50 台以上のものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表第 2 に定める基準単価（駐車場施設の建設部分に要した経費にその駐車場施設の自転車等の収容可能台数で除して得た額が基準単価に満たないときは、その額とする。）に、駐車場施設の自転車等の収容可能台数を乗じて得た額の 2 分の 1 以内とし、1,000 万円を限度とする。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(申請書の添付書類)

第 5 条 規則第 4 条第 4 号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事見積書の写し
- (2) 土地登記簿謄本（借地の場合は、土地賃貸借契約書の写しとする。）
- (3) 建築確認通知書の写し（建築物の設置の場合に限る。）
- (4) 現場位置図又は案内図

(完成届の添付書類)

第 6 条 規則第 10 条に規定する事業完成届の提出に当たって、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事完了引渡し証明書又は完成検査済証の写し（建築物の設置の場合に限る。）
- (2) 工事完成写真
- (3) その他補助を受けた駐車場施設に応じて必要と認める書類

(財産処分の制限)

第7条 補助を受けた者は、規則第17条に定めるもののほか、補助の対象となった駐車場施設を、営業を開始した日から別表第1に定める期間は、他の目的に転用してはならない。

(変更の届出)

第8条 補助を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 第5条第2号に定める土地の賃貸借契約書に定める事項のうち、期間等を変更しようとするとき。
- (2) 駐車場施設の営業を休止しようとするとき。
- (3) その他補助金の申請事項に変更を生じるとき。

(適用の除外)

第9条 この要綱は、駐車場施設が次の各号いずれかに該当するときは適用しない。

- (1) 鉄道事業者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が主としてそれらの事業の利用者、従業員等の利便を図るために設置し、又は増改築するものであるとき。
- (2) 百貨店、スーパーマーケット、銀行、娯楽施設等の事業者等が主としてそれらの事業の利用者、従業員等の利便を図るために設置し、又は増改築であるとき。
- (3) 財団法人自転車駐車場整備センターの事業に関連して設置し、又は増改築するものであるとき。
- (4) その他補助の必要がないと認めるものであるとき。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

施設の運営期間

構造	期間
平置式	5年
立体自走式	7年
立体機械式	10年

別表第2 (第4条関係)

自転車等1台当たりの基準単価

構造	基準単価
平置式	50,000円
立体自走式	120,000円
立体機械式	240,000円